

新人事・賃金制度見直し反対シリーズ16 通勤費

フレックス定期への措置を引き出す！

問題だらけの「新人事・賃金制度の見直し」

9月27日、本部は協約・協定交渉において、「新人事・賃金規定見直し」と新幹線運輸所の年休申込締切日の変更は問題が多いため、これ以外の部分の労働協約を締結するように申し入れましたが、会社は基本協約は結べないと明らかにしました。

このような中、2月19日に会社から提案された「新人事・賃金制度見直し」の中の「通勤手当の改正」部分が10月1日から先行して施行されました。

しかし、東海労本部は交渉を継続し11月21日の団体交渉でフレックス定期の措置を引き出しました。

「通勤手当の改正」とはどういったものなの？

おおまかに言えば、「新幹線モニター制度をなくし新幹線定期券で通勤する制度」と「在来線特急を使って通勤できる制度」です。

特急通勤ができると喜べない

標準報酬への反映

現行でもそうですが、社員の最寄り駅から勤務地への通勤費はJRのみを利用していても、その定期代と同じ額が標準報酬額に加算されています。

これにより、所得税や社会保険料が増額になります。また、専任社員の方は高年齢雇用継続給付金にも影響がでることになります。ですから手放しでは喜べないのです。

特急を使って通勤できる制度とは、

- ①営業キロ50キロ以上の区間
- ②50キロ未満でも
南紀(多気～新宮)
しなの(中津川～塩尻)
ひだ(美濃太田～猪谷)など

通勤費が上がり標準報酬額が上がることで影響を受ける社会保険料

「健康保険料」標準報酬月額額の4.3%

「雇用保険料」標準報酬月額額の0.3%

「厚生年金」標準報酬月額額の9.15%

「介護保険料」標準報酬月額額の0.77%

[ユニオン業務速報記載]

今後も現場で働くものが報われる制度にするため会社と交渉を続けます！